

山梨県公報

第一千三百三十四号

平成二十三年

五月十六日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定	三二七
道路の供用開始	三二七

告示

山梨県告示第二百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年五月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 保安林の所在場所
都留市朝日馬場字高橋二〇〇五から二〇一〇まで
 - 二 指定の目的
水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年六月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十三年五月十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町湯島字沼早川右岸河川敷地先から 南巨摩郡早川町湯島字沼一三三番地の二地先まで	南巨摩郡早川町湯島字沼一三三番地の二地先から 南巨摩郡早川町湯島字熊小路一三二番地の一地先まで	一〇三・一 一〇八・九	平成二十三年五月十六日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番